

別 紙

議第38号滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案に対する 附帯決議案

県当局は、議第38号滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の執行に当たり、下記の措置を講ずるべきである。

記

現在、地方創生・公共交通対策特別委員会において、滋賀県企業立地および先端技術研究開発の促進等による成長産業振興条例案が検討されており、その中で、県は、成長産業関連企業の立地に必要な土地の確保に資するよう、土地利用の総合調整を行うこととされていることに鑑み、特定の事業に関する緩和規定を設けるなど、条例の執行状況も踏まえ、将来的な見直しを不断に行うこと。